

第2次

南部町男女共同参画基本計画

人権の尊重と男女共同参画社会を目指して

< 女性活躍推進計画 >

< DV防止基本計画 >

【計画期間 2019～2028】

平成31年3月



南部町

男女共同参画社会の実現を目指して



男女の人権が尊重され、女性も男性も自らの個性を発揮して、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、本町では、「男女共同参画社会基本法」の理念を施策として展開するために平成 21 年（2009 年）に「南部町男女共同参画社会基本計画」を策定しました。

少子高齢化が進展するなかで、国では「女性の力」を我が国最大の潜在力であると認識して、すべての女性が輝く社会づくりをめざした取組が一段と進められています。しかし一方で家庭、職場、地域社会などでは性別による固定的な役割分担意識は、少なからず残っており、また、男女間におけるあらゆる暴力の根絶、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、まだまだ解決すべき課題も多く残されています。

このため、平成 30 年 3 月に策定した第 2 次南部町総合振興計画においても男女共同参画社会と人権尊重社会の構築を掲げており、このたび、「南部町男女共同参画社会基本計画」の計画期間が終了するのを受けて、更なる男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するために、この計画を策定しました。もとより、男女共同参画社会の形成には、行政、町民、事業者等社会の構成員すべての連携が不可欠です。持続可能な活力ある社会を築くために、皆様のご協力とご理解をお願い申し上げます。

平成 31 年（2019 年）3 月

南部町長 工 藤 祐 直

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
第2章 計画策定の背景	5
1 男女共同参画に関する国内外の動き.....	7
2 町の現状.....	9
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 計画の基本理念.....	15
2 計画の基本目標.....	16
3 施策の体系.....	17
第4章 計画の内容	19
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	21
基本施策1 男女共同参画意識の醸成	22
(1) 社会における固定的な性別役割分担意識の解消.....	22
(2) 男性と女性との対等な参画による地域活動の促進.....	22
(3) 国際的視野に立つ男女共同参画の推進.....	22
基本施策2 教育・学習を通じた男女共同参画の推進	23
(4) 男女平等の視点に立った学校教育の推進.....	23
(5) 男女平等の視点に立った生涯学習の推進.....	24
(6) 性的マイノリティに対する理解促進.....	24
基本目標Ⅱ 女性の活躍推進に向けた環境の整備【女性活躍推進計画】	25
基本施策3 政策・方針決定の場への女性参画の推進	26

(7) 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画促進	26
(8) 事業所等における女性登用の促進	26
基本施策4 就業環境の整備	27
(9) 男女の雇用機会の均等と待遇の確保	27
(10) 女性の再就職支援、起業支援	28
基本施策5 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進	28
(11) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解の促進	28
(12) 男性の家事・育児・介護への参画促進	29
(13) 子育て支援の充実	29
基本目標Ⅲ 安心・安全に暮らせる環境づくり	30
基本施策6 一人ひとりが暮らしやすい環境の整備	31
(14) 健康づくり支援・相談体制の充実	31
(15) 男女平等の視点に立つ高齢者・障害者支援	31
(16) ひとり親家庭への経済的支援	32
基本施策7 防災分野における男女共同参画の推進	32
(17) 防災施策への男女共同参画の視点の導入	32
基本目標Ⅳ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重【DV防止基本計画】	33
基本施策8 暴力の防止と被害者の保護・支援	34
(18) あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成	34
(19) 被害者への支援体制の充実	34
基本施策9 人権の尊重	35
(20) 人権擁護活動の充実	35
第5章 計画の推進	37
1 計画の推進体制	39
2 計画の進行管理	39
3 関係機関との連携	39
資料編	41
南部町男女共同参画社会基本計画見直し庁内検討委員会設置要綱	43
南部町男女共同参画社会基本計画見直し庁内検討委員会委員名簿	44
用語解説	45

第1章

計画の概要

1 計画の趣旨

男女がお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を掲げ、平成11年（1999年）に制定した「男女共同参画社会基本法」を受け、南部町では平成21年（2009年）に「第1次南部町男女共同参画社会基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指した取組を進めてきました。

一方、国では平成19年（2007年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定したほか、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進んでいます。

町では平成30年3月に、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までを計画期間とする「第2次南部町総合振興計画」において、施策の柱の一つとして「男女共同参画社会と人権尊重社会の構築」を位置付け、男女共同参画社会の実現のための各種施策を推進しているところです。

しかし、急速に進む人口減少や少子高齢化の進行などによって男女を取り巻く社会環境は大きく変化し、また、目まぐるしく変化する社会情勢への適応など多くの課題が山積しており、多様で柔軟な対応が求められています。

このようなことから、平成30年度をもって「第1次南部町男女共同参画社会基本計画」の計画期間が満了になることに伴い、これまでの取組を継承するとともに社会情勢の変化や国・県等の方針に対応しながら、男女共同参画社会の実現を目指し、当町における男女共同参画の取組が一層前進することを目的に「第2次南部町男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法に規定された市町村男女共同参画計画として位置付け、男女共同参画社会の実現に向けた町の施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次あおり男女共同参画プラン21」を勘案するとともに、「第2次南部町総合振興計画」をはじめとする町の諸計画との整合を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指すための個別計画で

す。

また、本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「女性活躍推進計画」並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく「DV防止基本計画」として位置付けるものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 40 年度（2028 年度）までの 10 か年とします。

なお、計画期間中においても、社会経済情勢や法制度の変更など、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第2章

計画策定の背景

1 男女共同参画に関する国内外の動き

(1) 世界の動き

①国際婦人年

国連により昭和50年(1975年)が国際婦人年とされ、各国がとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

②女子差別撤廃条約

昭和54年(1979年)、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、政治的・経済的・社会的・文化的その他のあらゆる分野で男女同権を達成するために必要な措置が定められました。

③北京宣言・行動綱領

平成7年(1995年)、「第4回世界女性会議」が中国の北京で開催され、平成12年(2000年)に向けて優先的に取り組む課題を提起して「北京宣言・行動綱領」が採択されました。

④国連特別総会「女性2000年会議」

平成12年(2000年)、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され「政治宣言」と「北京宣言・行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

⑤第49回国連婦人の地位委員会

平成17年(2005年)、「第49回国連婦人の地位委員会」が開催され、「北京宣言・行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言を採択しました。

(2) 国内の動き

①「婦人問題企画推進本部」設置と「国内行動計画」策定

昭和50年(1975年)に「婦人問題企画推進本部」を設置したほか、昭和52年(1977年)には「国内行動計画」を策定しました。

②女子差別撤廃条約の批准

「男女雇用機会均等法」をはじめとする法制面の整備を進め、昭和60年(1985年)には「女性差別撤廃条約」を批准しました。

③「男女共同参画推進本部」の設置

平成6年(1994年)、「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画室」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置して、国の推進体制を拡充・強化しました。

④「男女共同参画社会基本法」の制定

平成 11 年（1999 年）、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

⑤「男女共同参画基本計画」の策定と「配偶者暴力防止法」の制定

男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が平成 12 年（2000 年）に策定されたほか、平成 13 年（2001 年）には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が制定されました。

⑥「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の策定

平成 19 年（2007 年）、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定しました。

⑦「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定

平成 27 年（2015 年）、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮し、職業生活で活躍することにより、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が一部施行、平成 28 年（2016 年）に完全施行されました。

⑧「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定

平成 27 年（2015 年）、平成 37 年度（2025 年度）末までの「基本的な考え方」並びに平成 32 年度（2020 年度）末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取り組み」を定めた「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

(3) 青森県の動き

①女性・男女共同参画行政にかかる専管課の設置

昭和 55 年（1980 年）、女性行政の総合調整を図るために「青少年婦人室」を設置し、平成 5 年（1993 年）には「青少年女性課」に改組しました。平成 8 年（1996 年）には、男女共同参画社会づくりを一層推進していくため、女性に関する行政を専門に担当する専管課として「女性政策課」を新設。平成 12 年（2000 年）には「男女共同参画課」に名称変更したほか、平成 14 年（2002 年）には「青少年・男女共同参画課」に改組しました。

②庁内推進体制の強化

昭和 55 年（1980 年）6 月、女性問題に関する本県行政の各分野における施策の総合的推進を図ることを目的に「青森県婦人問題行政連絡会議」を設置しました。平成 8 年（1996 年）には「青森県女性行政推進連絡会議」、平成 12 年（2000 年）には「青森県男女共同参画推進連絡会議」へ、それぞれ改称されています。

③「あおり男女共同参画プラン 21」の策定

国で策定した「男女共同参画 2000 年プラン」を受け、平成 12 年（2000 年）、「あ

おもり男女共同参画プラン 21」を策定しました。

④「青森県男女共同参画推進条例」の制定

国の「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、本県の男女共同参画の一層の推進を図るため、平成 13 年（2001 年）に「青森県男女共同参画推進条例」を制定しました。

⑤「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」の策定

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、平成 17 年（2005 年）、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定しました。

⑥「第 4 次おもり男女共同参画プラン 21」の策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の制定に伴い、平成 29 年（2017 年）に、「第 4 次おもり男女共同参画プラン 21」を策定しました。

2 町の現状

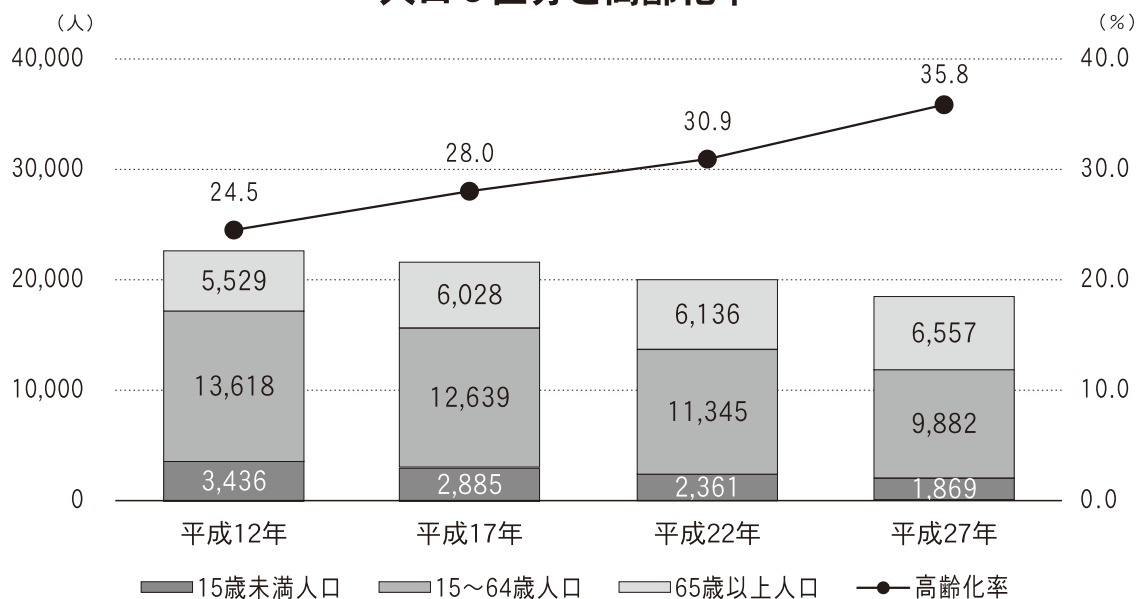
(1) 人口と世帯の状況

3 区分人口の推移をみると、平成 12 年以降、15 歳未満人口（年少人口）と 15～64 歳人口（生産年齢人口）は減少しているのに対し、65 歳以上人口（高齢者人口）は年々増加を続けています。

その結果、当町の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口の割合）も年々増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

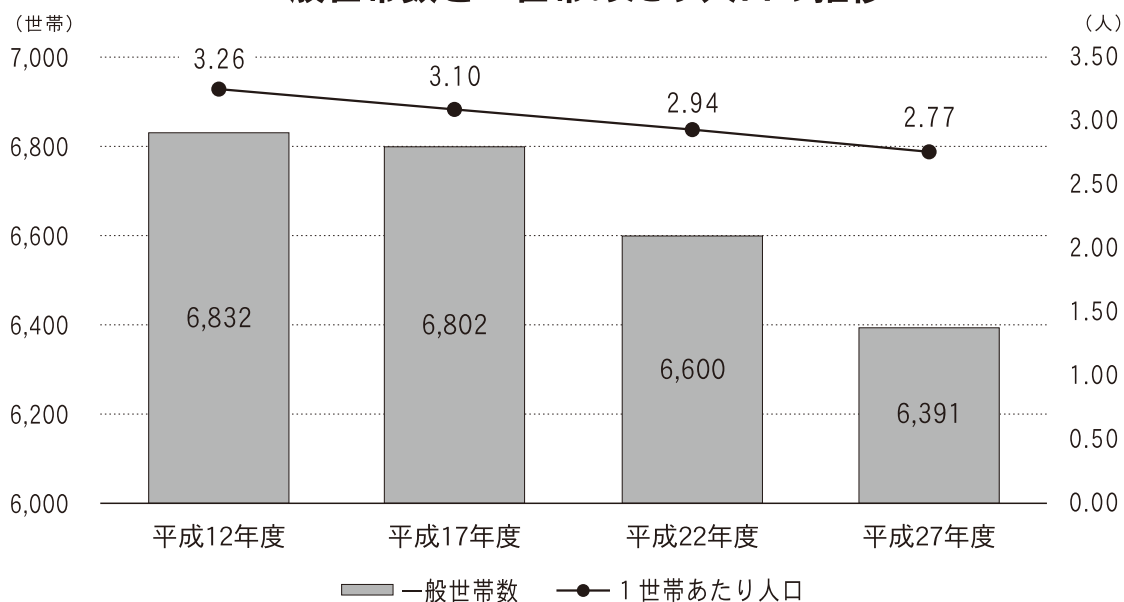
また、人口だけでなく一般世帯数も減少し続けていることから、1 世帯あたりの人口も年々減少しています。

人口3区分と高齢化率



総務省「国勢調査」

一般世帯数と1世帯あたり人口の推移

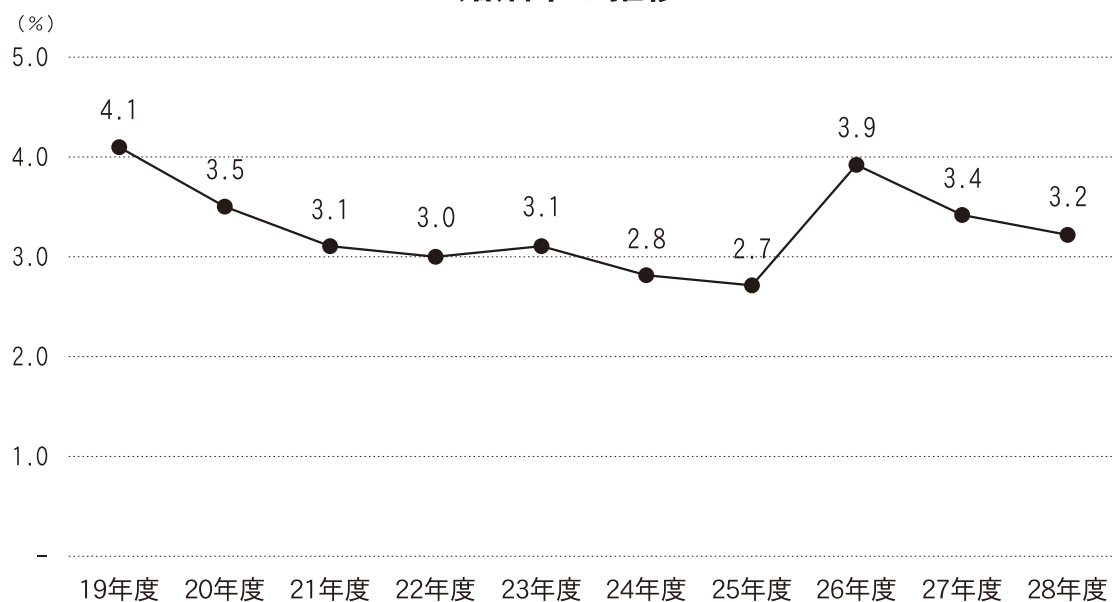


総務省「国勢調査」

(2) 婚姻と出産の状況

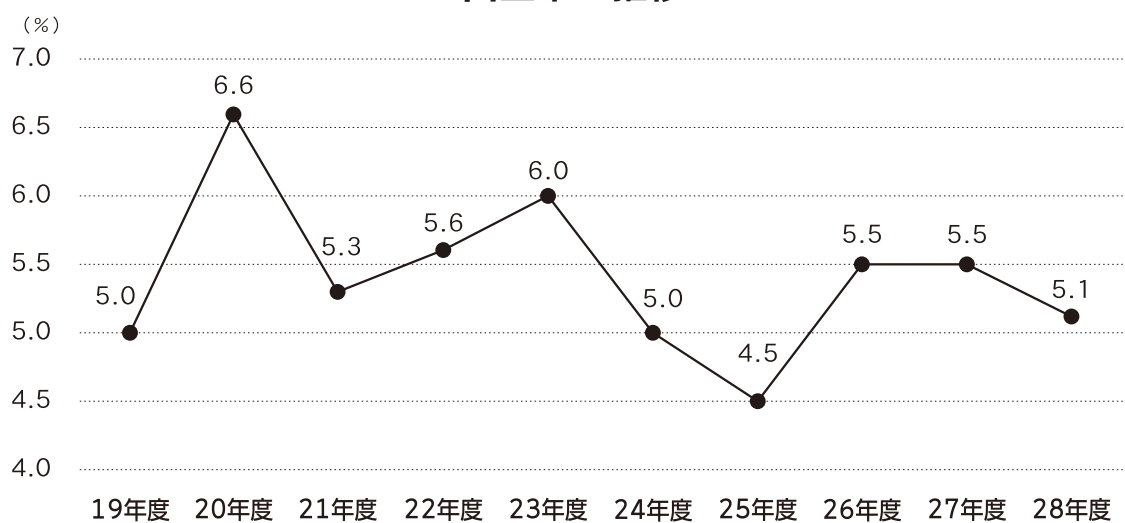
当町の婚姻率をみると、平成12年度から緩やかに減少しています。出生数は、年度によって多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいとなっています。

婚姻率の推移



青森県「保健統計年報」

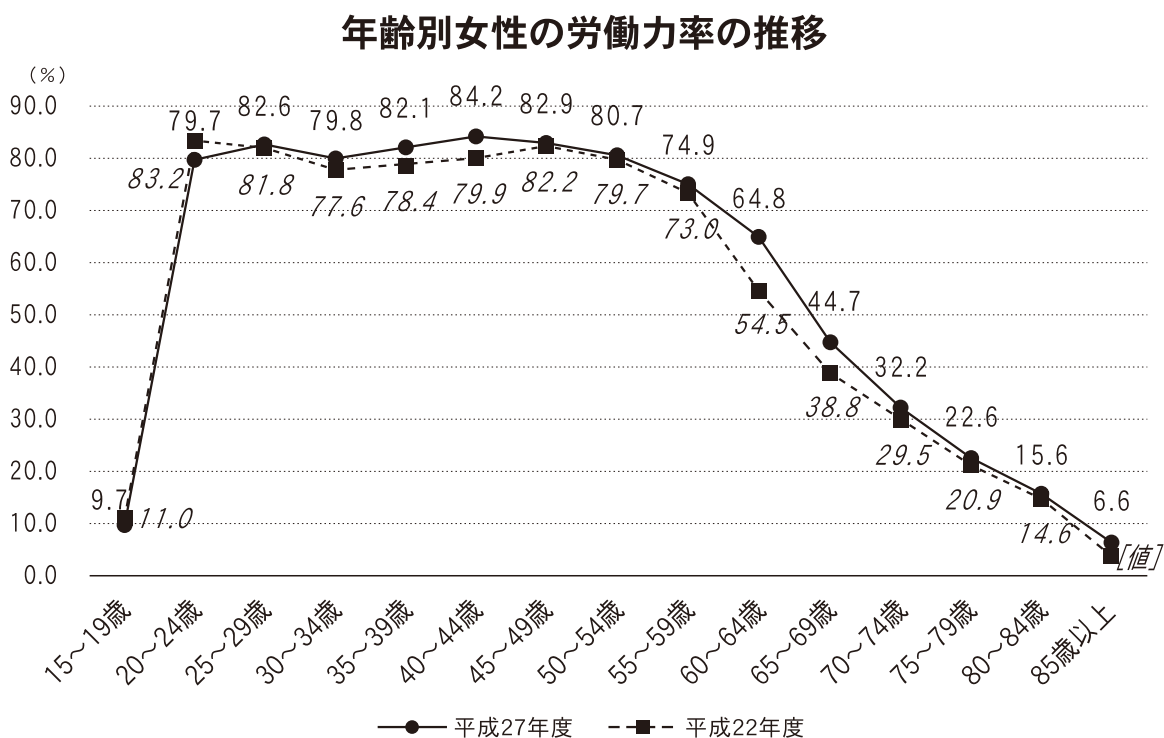
出生率の推移



青森県「保健統計年報」

(3) 女性の労働力の推移

当町における女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をみると、平成22年と比べて平成27年では15～24歳までの労働力率が低くなっているものの、25歳以上の全ての年代において労働力率は高くなっています。



総務省「国勢調査」

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

町の施策は、地域における町民生活に対して密接なかかわりをもつことから、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を最大限に尊重しつつ、男女共同参画の視点に立って、21世紀における豊かな活力ある地域社会の創造を目指すことが重要となっています。

本計画では、町民一人ひとりが性別にかかわらず人権を尊重し、個人の能力と個性を発揮して、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会を目指して、基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

人権の尊重と男女共同参画社会を目指して



2 計画の基本目標

「人権の尊重と男女共同参画社会を目指して」という基本理念を踏まえた、男女共同参画社会の実現を目指すため、次に掲げる4項目を基本目標とし、実効性ある諸施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本目標Ⅱ

女性の活躍推進に向けた環境の整備
【女性活躍推進計画】

基本目標Ⅲ

安心・安全に暮らせる環境づくり

基本目標Ⅳ

あらゆる暴力の根絶と人権の尊重
【DV防止基本計画】

3 施策の体系

	基本目標	基本施策	施策名
基本理念 人権の尊重と男女共同参画社会を目指して	I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1 男女共同参画意識の醸成	(1)社会における固定的な性別役割分担意識の解消 (2)男性と女性との対等な参画による地域活動の促進 (3)国際的視野に立つ男女共同参画の推進
		2 教育・学習を通じた男女共同参画の推進	(4)男女平等の視点に立った学校教育の推進 (5)男女平等の視点に立った生涯学習の推進 (6)性的マイノリティに対する理解促進
	II 女性の活躍推進に向けた環境の整備 【女性活躍推進計画】	3 政策・方針決定の場への女性参画の推進	(7)政策・方針の立案・決定過程への女性の参画促進 (8)事業所等における女性登用の促進
		4 就業環境の整備	(9)男女の雇用機会の均等と待遇の確保 (10)女性の再就職支援、起業支援
		5 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進	(11)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解の促進 (12)男性の家事・育児・介護への参画促進 (13)子育て支援の充実
	III 安心・安全に暮らせる環境づくり	6 一人ひとりが暮らしやすい環境の整備	(14)健康づくり支援・相談体制の充実 (15)男女平等の視点に立つ高齢者・障害者支援 (16)ひとり親家庭への経済的支援
		7 防災分野における男女共同参画の推進	(17)防災施策への男女共同参画の視点の導入
	IV あらゆる暴力の根絶と人権の尊重 【DV防止基本計画】	8 暴力の防止と被害者の保護・支援	(18)あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成 (19)被害者への支援体制の充実
		9 人権の尊重	(20)人権擁護活動の充実

第4章

計画の内容



男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

国は、男女共同参画社会の実現に向けて男女共同参画社会基本法、育児・介護休業法、女性活躍推進法等の法整備を行い、様々な取組を推進してきました。

当町において、男女平等や男女共同参画の意識の醸成は進んでいるものの、社会通念・慣習・しきたり、政治の場等において男性中心で進める意識が今もなお根強く残っていることから、引き続き、男女平等や男女共同参画の意識の醸成を図っていく必要があります。

男女共同参画社会を実現するために、社会通念や慣行などの背景にある固定的な役割分担意識を見直し、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場面で男女がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合うことの大切さを理解し合えるような町民の意識づくり、意識改革に取り組めます。

基本施策 1 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画社会を実現するためには、男女平等の意識が浸透し、性別に関係なく個人として尊重されることが重要です。

男女共同参画の視点に立って、固定的性別役割分担意識の解消、地域における社会通念・慣習・しきたりの見直しなどといった啓発活動を行っていくほか、異文化への理解や国際理解・国際協力の大切さなどについての意識の醸成に努めます。

《《 施策の方向 》》

(1) 社会における固定的な性別役割分担意識の解消

No	施策名	施策の内容	担当課名
①	地域社会における男女平等意識の啓発	男女にかかわらず一人ひとりが地域を支える一員であるとの自覚を促すとともに、地域社会を男女が対等な立場でともに支える意識を啓発します。	住民生活課
②	慣行、しきたりなどの見直しの啓発	地域のしきたりや慣習が男女共同参画に配慮され、見直される意識を醸成します。	住民生活課 社会教育課

(2) 男性と女性との対等な参画による地域活動の促進

No	施策名	施策の内容	担当課名
①	女性のリーダー養成	さまざまな分野で能力を身につけて、地域活動のリーダーとなる女性人材の養成を進めます。	住民生活課
②	まちづくり活動における男女共同参画の促進	まちづくり活動のさまざまな場面において、男女共同参画の推進に努めます。	関係各課等

(3) 国際的視野に立つ男女共同参画の推進

No	施策名	施策の内容	担当課名
①	国際交流活動における男女共同参画の推進	国際交流事業への男女共同参画を促進します。	交流推進課

②	国際理解・協力の推進	男女平等に関する国際的な取組について、情報の提供に努めます。	住民生活課
---	------------	--------------------------------	-------

基本施策2 教育・学習を通じた男女共同参画の推進

幼稚園、保育所、小・中学校など、あらゆる教育活動を通じて子どもたちへの男女平等意識の啓発のほか、教員や保護者に対する研修機会等の充実に努め、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、町民が生涯にわたって男女共同参画について学び、社会のあらゆる分野に参画することができるよう、男女共同参画について学習する機会の提供に努めます。

更に、LGBTなどの性的少数者について社会的認知が進みつつあるため、理解促進に努めます。

《《 施策の方向 》》

(4) 男女平等の視点に立った学校教育の推進

No	施策名	施策の内容	担当課名
①	男女平等の教育の推進	学校教育において、男女がお互いに尊重しながら学びあう意識の醸成を図ります。	学務課
②	個性や能力を尊重した教育の推進	性別にかかわらずリーダーの役割を担うなど、児童生徒の個性の発揮と能力向上に努めます。	学務課 健康福祉課
③	進路指導の充実	性別にとらわれず将来に対して目的意識を持ち、主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。	学務課
④	職場体験の推進	児童生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、労観・職業観を持ち、主体的に進路選択できる力を身につけることができるよう、職場体験の推進に努めます。	学務課

⑤	教職員等の研修	男女平等教育についての正しい理解と認識を深めるために、教職員や保護者等に対する研修実施に努めます。	学 務 課 健康福祉課
⑥	中学生海外派遣事業の実施	異文化への理解を深め、国際感覚を身に付けるために中学生の英語圏派遣事業の充実を図ります。	学 務 課

(5) 男女平等の視点に立った生涯学習の推進

No	施 策 名	施策の内容	担当課名
①	男女共同参画に関する学習機会の充実	講演会やセミナー、出前講座等を通して、男女共同参画について学ぶ機会を提供します。	住民生活課 社会教育課
②	支援制度の周知及び相談体制の充実	男女共同参画に関する活動支援制度や相談体制の周知・充実を図ります。	住民生活課
③	女性リーダーの養成	地域社会や団体・グループ等の中核となる女性リーダーの養成に努めます。	関係各課等
④	自主的活動団体への支援	男女共同参画に関して自主的に活動する団体・グループ等の育成・支援のために、活動の拠点となる施設の有効活用を図ります。	関係各課等

(6) 性的マイノリティに対する理解促進

No	施 策 名	施策の内容	担当課名
①	L G B Tへの支援	差別や偏見をなくすために啓発活動を行います。	住民生活課
②	学校における性教育の推進	思春期における体と心の健康問題に対応する健康教育及び成長段階に応じた性教育を実施します。	健康福祉課 学 務 課



女性の活躍推進に向けた環境の整備

【女性活躍推進計画】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定に共に参画することが重要です。

また、町民の生活拠点である地域社会は、高齢化進行、地域住民のつながりの希薄化などに伴い、福祉・環境・防災など様々な分野で課題が顕在化しており、男女協力、男女共同参画の視点からの取組が極めて重要になっています。

女性の就業環境は、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法など整備により、徐々に改善されてきています。こうした流れの中で、今後とも女性のニーズ及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点を踏まえた就業環境の整備、職場・地域社会などにおける女性の活躍の場づくりに取組ます。

基本施策3 政策・方針決定の場への女性参画の推進

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず政策や方針を決定する場に参画することが重要です。

事業所や地域社会等において女性の進出は増加しつつありますが、政策・方針の決定過程等においては男性主導で行われることもあるなど、決して参画が進んでいるとはいえないことから、事業者や各種団体に対し、引き続き、啓発を強化してまいります。

《《 施策の方向 》》

(7) 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画促進

No	施策名	施策の内容	担当課名
①	審議会等への女性委員の登用促進	審議会・委員会委員への女性の登用について積極的に取組ます。また、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	関係各課等
②	女性管理職への登用促進	町における女性管理職の登用に努めます。	総務課
③	女性人材の育成	女性人材育成の推進につながる研修等への積極的な参加を促します。	関係各課等

(8) 事業所等における女性登用の促進

No	施策名	施策の内容	担当課名
①	事業所等に対する女性登用の啓発	事業所や町内各種団体における男女共同参画を推進させるため、女性登用の拡大について意識啓発を行います。	住民生活課 商工観光課

基本施策4 就業環境の整備

共働き世帯の増加により、女性が外で働くことは一般的になりました。しかし、女性には妊娠や出産といった大きなライフイベントもあり、「同じ職場」や「同じ待遇」で継続的に就業していくことは、現実的には困難な状況であると言わざるを得ず、これらを解決していくためには、育児や介護などにおいて、夫をはじめとする家族の積極的な協力や、職場・地域等のサポート体制がとても重要です。

労働者に対する環境整備、女性の再就職や起業への支援など、男女が社会の対等な構成員として共にいきいきと働き、活躍できる環境づくりに努めます。

《《 施策の方向 》》

(9) 男女の雇用機会の均等と待遇の確保

No	施策名	施策の内容	担当課名
①	雇用に関する法令の周知	男女雇用機会均等法などの関係法令について、関係機関と連携のもと事業所への周知に努めます。	商工観光課
②	パートタイム労働環境の整備	パートタイム労働について、労働者の雇用の安定や適正な労働条件を確保するため、関係機関と連携してパートタイム労働法等の周知に努めます。	商工観光課
③	各種ハラスメントの防止	セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどを防止するための意識啓発を図り、全ての人が働きやすい環境整備の支援を行います。	総務課 商工観光課
④	農業家族協定の締結の推進	農業における家族の適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画を進めるため、家族経営協定の締結を推進します。	農業委員会

(10) 女性の再就職支援、起業支援

No.	施策名	施策の内容	担当課名
①	再就職の支援	ハローワークなどの関係機関と連携して、職業能力の向上や再就職の情報提供に努めます。	商工観光課
②	女性の起業の支援	起業やキャリアアップなど、女性のチャレンジを支援するため、県と連携しながら相談や情報の提供に努めます。	商工観光課

基本施策5 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進

女性の活躍を推進していくためには、働きたい女性が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが重要です。

家庭における家事・育児・介護等の多くは女性が担っている現状の中、家族を構成する男女が家庭生活における責任と役割をともに担うために、家事・育児・介護等への男性の参加促進を図ります。

《《 施策の方向 》》

(11) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解の促進

No.	施策名	施策の内容	担当課名
①	仕事と家庭の両立に向けた意識啓発の促進	広報紙などを活用し、仕事と家庭の両立に向けた効率的な就業体制や公正な仕事の分担を行う意識啓発に努めます。	住民生活課
②	育児休業・介護休暇等制度の周知と取得促進	育児休業や介護休業制度の周知及び制度を取得しやすい職場づくりに努め、男性職員の取得率向上のための啓発を図ります。	総務課 商工観光課

(12) 男性の家事・育児・介護への参画促進

No	施策名	施策の内容	担当課名
①	男性の家事・育児・介護支援の充実	男性を対象にした料理教室開催のほか、男性の育児や介護への参画を促進するための意識啓発を図ります。	住民生活課 健康福祉課

(13) 子育て支援の充実

No	施策名	施策の内容	担当課名
①	保育サービス等の充実	子ども・子育て支援事業計画に基づく多様なニーズに対応する保育サービスについて、男女共同参画の視点から点検し、情報提供や支援事業、相談事業等の充実と推進を図るとともに、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
②	子どもへの虐待防止	子どもへの虐待防止のため、教育・保健・福祉等の関係機関が情報を共有しながら防止に努めます。	健康福祉課 学務課



安心・安全に暮らせる環境づくり

だれもが生涯にわたって健康に過ごすことは、個性と能力を発揮して暮らしていくために大切なことです。

特に女性は、生涯の中で妊娠や出産を経験する機会があり、また、女性特有の病気にかかる危険性もあるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面するため、男女がそれぞれの性差を十分に理解・尊重したうえで、お互いに認め合い、助け合っていくことがとても重要です。

また、女性や高齢者、障害者などは、生計を支えるための十分な収入を得ることが男性と比べて難しく、単身又はひとり親となった場合には貧困に陥りやすいといったリスクを抱えています。

性別にかかわらず高齢者や障害者を含む全ての人が、いきいきと暮らせるサービスの充実に努めるとともに、生活上の困難を抱える人が安心して生活できる支援に努めます。

基本施策6 一人ひとりが暮らしやすい環境の整備

町では、ライフステージに合わせた予防接種や健診を適切に実施することで、全ての世代の健康維持に努めているほか、子ども医療費の無償化をはじめとした福祉制度を継続的に実施し、引き続き、安心して暮らせる環境の整備に努めます。

また、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種福祉サービス等の充実を図り、介護者の負担軽減を図ります。

《《 施策の方向 》》

(14) 健康づくり支援・相談体制の充実

No.	施策名	施策の内容	担当課名
①	ライフステージに応じた相談体制の充実	窓口相談や電話相談など、健康相談窓口の充実を図ります。	健康福祉課
②	健康づくり支援	特定健診、がん検診の受診を推進するとともに、健康教育等の実施により健康づくりを支援します。	健康福祉課

(15) 男女平等の視点に立つ高齢者・障害者支援

No.	施策名	施策の内容	担当課名
①	家族介護の支援	介護に関する知識や技術の習得、介護者相互の交流の場の提供など、要介護状態等にある高齢者を抱える家族への支援を行います。	健康福祉課
②	高齢者・障害者への支援の充実	高齢者や障害者が地域で安心して生活するための各種福祉サービスの充実を図ります。	健康福祉課
③	関係機関との連携強化	福祉サービス事業所や民生委員・児童委員等との連携を強化し、生活困難な人の早期把握・支援に努めます。	健康福祉課

(16) ひとり親家庭への経済的支援

No.	施策名	施策の内容	担当課名
①	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の負担を軽減し、親子ともに安定した生活を送れるよう支援します。	健康福祉課

基本施策7 防災分野における男女共同参画の推進

国が平成27年に定めた「第4次男女共同参画基本計画」では、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を重点的に取り組む分野の一つと位置付け、災害の予防、応急、復旧・復興等の全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することの推進などを掲げています。

町としても、女性の消防団への入団促進や防災のための施策に女性の視点を取り入れ、避難所運営や備蓄品の確保に活かします。

《《 施策の方向 》》

(17) 防災施策への男女共同参画の視点の導入

No.	施策名	施策の内容	担当課名
①	女性の消防団への入団促進	消防団の意義や活動状況などの周知を図り、女性の消防団への入団を促進し、組織強化を図ります。	総務課
②	自主防災組織への女性参画	自主防災組織への女性の参画を推進し、地域防災の自主的活動の充実を図ります。	総務課
③	防災対策における男女共同参画	避難所運営や備蓄品の確保に女性の視点を取り入れるほか、男女共同参画の視点を取り入れた訓練の実施に努めます。	総務課



基本目標Ⅳ

あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

【DV防止基本計画】

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。暴力による被害者は女性であることが多く、男女が置かれている状況に根差した社会的・構造的な問題が存在していると考えられます。ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為、セクシャル・ハラスメントなどは、被害者の方が問題を一人で抱え込み被害が潜在化しやすい状況にあり、社会全体で暴力の根絶に努める必要があるとともに、相談できる環境の整備が求められています。

また、女性のみならず、高齢者や障害者、児童などの弱者に対する虐待も社会の大きな課題となっており、暴力をめぐる状況は一層多様化しています。

社会全体から暴力の根絶を達成するため、関係機関の緊密な連携による被害者支援はもとより、暴力の未然防止を図るための環境の整備やあらゆる暴力を容認しないという強い決意を社会全体で共有することが必要であることから、あらゆる暴力の根絶に向けて、広報紙やホームページ、講座やセミナー等の場において意識啓発を行います。

また、被害者からの相談には、被害者に寄り添う気持ちを持ち、県や警察、その他関係機関と緊密な連携をとり、迅速な解決に向け全力で対応します。

基本施策 8 暴力の防止と被害者の保護・支援

DVやセクハラ等、さまざまな形態で存在する暴力は、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

男女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、暴力を容認しない環境づくり、気軽に相談しやすい環境づくり、支援者の支援体制の充実を図ります。

《《 施策の方向 》》

(18) あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

No	施策名	施策の内容	担当課名
①	あらゆる暴力根絶のための啓発	人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成を図るため、広報紙やホームページ等を通じて啓発活動に努めます。	住民生活課

(19) 被害者への支援体制の充実

No	施策名	施策の内容	担当課名
①	相談体制の整備	被害者からの相談に対応するとともに、警察など関係機関と連携し、迅速に対応するための体制を整備します。	住民生活課
②	関係機関と連携した支援	県や関係機関と連携して、緊急一時保護、救援活動、生活援助、カウンセリングなどの支援を行います。	住民生活課
③	町営住宅の優先入居	DV被害者として一時保護を受けた場合や関係機関からの証明がなされた場合は、町営住宅の入居に際して優先入居を行います。	建設課
④	県や近隣市町村との連携強化	県及び近隣市町村と情報を共有し、DV被害者に対して連携した支援体制の充実に努めます。	住民生活課

基本施策9 人権の尊重

男女共同参画社会とは、個人の尊重や男女平等を前提とし、男女が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として認められる社会です。その実現には、性別による差別的扱いや性に起因する暴力等が根絶されなければなりません。

しかしながら、近年、女性や子ども、高齢者等に対する暴力をめぐる状況の多様化が進んでおり、人権侵害等は深刻な社会問題となっています。あらゆる暴力の防止と根絶を目指し、町民に相談先等の情報を提供するとともに、誰もが被害者や加害者にならないよう認識を深めていくことが重要です。

《《 施策の方向 》》

(20) 人権擁護活動の充実

No.	施策名	施策の内容	担当課名
①	町広報紙などの男女平等の視点に立つ表現の点検・見直し	町刊行物等において、男女の固定的な性別役割分担意識の助長につながるような表現がないよう、複数職員の間を通すようチェック体制を強化します。	関係各課等
②	人権教育の推進	児童・生徒の心身の発達段階に応じた人権教育を推進します。	学務課
③	相談体制の充実	人権相談や心配ごと相談等の各種相談による支援を行います。	住民生活課

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に基づく各施策の推進においては、庁内各課等が情報や知識を共有し、連携しながら取組を進めることが必要です。このため「南部町男女共同参画推進本部」を組織し、当町におけるあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進されるよう、組織強化と機能充実に努めます。

2 計画の進行管理

計画の進捗状況について、定期的に取り組状況を点検・評価しながら、状況に応じて施策の見直しを行います。

3 関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画を計画的かつ総合的に推進するため、国・県・関係機関との連携に努めます。

資料編

南部町男女共同参画社会基本計画見直し庁内検討委員会設置要綱

住民要綱第1号

平成30年12月14日制定

(設置)

第1条 南部町男女共同参画社会基本計画策定のため、関係各課の情報共有を図り、現状に即した施策を検討するため、南部町男女共同参画社会基本計画見直し庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

第2条 検討委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画社会基本計画の見直しに関すること。
- (2) 施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 関係施策推進のための情報連絡に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 検討委員会は、総務課、企画財政課、住民生活課、健康福祉課、商工観光課、教育委員会学務課及び教育委員会社会教育課の各所属長が推薦する者（以下「構成員」という。）で構成するものとする。

(事務局)

第4条 検討委員会の事務局は、南部町男女共同参画社会基本計画所管課とし、検討委員会の庶務を処理する。

(招集)

第5条 事務局は、検討委員会を招集し、主宰する。

- 2 事務局は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して検討委員会への出席を求めることができる。
- 3 検討委員会は、分野別等その他で協議する必要があるときは、当該議事に関係のある構成員のみで開催することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

南部町男女共同参画社会基本計画見直し庁内検討委員会委員名簿

所 属	職	氏 名	備 考
総 務 課	班 長	宮 崎 典 子	
企画財政課	課 長 補 佐	夏 堀 勝 徳	
健康福祉課	副参事兼課長補佐	金 山 定 美	
商工観光課	課 長 補 佐	西 塚 章	
学 務 課	課 長 補 佐	岩 木 育 子	
社会教育課	総 括 主 査	秋 葉 真 悟	
住民生活課	課 長 補 佐	舘 崎 あづ子	事務局

用語解説

LGBT

レズビアン（女性を恋愛対象として好きになる女性）、ゲイ（男性を恋愛対象として、好きになる男性）、バイセクシャル（異性も同性も恋愛対象として好きになる人）、トランスジェンダー（生まれたときの性別と違う性別で生きる人、生きたいと望む人）の頭文字をとって、それらを総称する言葉。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、従業員301人以上の企業と雇用主としての国や自治体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務付けられている。罰則規定はなく、同様のことが従業員300人以下の企業にも努力義務として課されている。

ストーカー行為

恋愛感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足する目的で、同一の者に対して繰り返しつきまとう行為をいいます。

性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者、性同一性障害者など性的少数者のこと。「LGBT」とも呼ばれる。

セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

職場などで、相手の意に反する性的言動によって相手に不快感や苦痛を与える行為。男女雇用機会均等法により事業所にその対策が義務付けられている。

男女共同参画基本計画

男女共同参画社会形成の促進に関する基本的計画。男女共同参画社会基本法により、国、都道府県及び市町村において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を、市町村は国の計画及び都道府県の計画をそれぞれ勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者若しくは恋人など親密な間柄で起こる暴力をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇による精神的暴力、人との付き合いを制限する社会的暴力、生活費を渡さない経済的暴力、性行為を強要する性的暴力などがある。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者や恋人による暴力を防止することを目的とした法律。被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができ、それに違反した加害者である配偶者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

パワー・ハラスメント

社会的な地位の強い者による、自らの権力や立場を利用した嫌がらせ。

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産をきっかけに、職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めで不利益を被ったりするなど不当な扱いを意味する言葉。



第2次南部町男女共同参画基本計画 2019～2028

平成31年3月

発行／南部町

編集／住民生活課

〒039-0105 南部町大字沖田面字沖中46

Tel／0179-34-2111

Fax／0179-34-3238